

議員提出議案第 1 号 交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

1. 改正目的

令和5年第5回議会定例会において、交野市事務分掌条例が一部改正され、本年4月1日からの機構改革により、「農業委員会」が総務部に移管されること、「都市計画部」と「都市整備部」が統合し、「都市まちづくり部」となることから、委員会条例第2条第2項に規定する常任委員会の所管に追加、変更及び削除の必要が生じるため、条例を改正する。

2. 改正内容

総務文教常任委員会：「農業委員会」を追加する。

改正前	ア	危機管理室の所管に属する事項	改正後	ア	危機管理室の所管に属する事項
	イ	財産管理室の所管に属する事項		イ	財産管理室の所管に属する事項
	ウ	総務部の所管に属する事項		ウ	総務部の所管に属する事項
	エ	企画財政部の所管に属する事項		エ	企画財政部の所管に属する事項
	オ	教育委員会の所管に属する事項		オ	教育委員会の所管に属する事項
	カ	会計室の所管に属する事項		カ	会計室の所管に属する事項
	キ	行政委員会の所管に属する事項		キ	<u>農業委員会の所管に属する事項</u>
ク	他の常任委員会に属さない事項	ク	行政委員会の所管に属する事項		
			ケ	他の常任委員会に属さない事項	

議員提出議案第1号 交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

都市環境福祉常任委員会：「都市計画部」と「都市整備部」を「都市まちづくり部」に統合し、「農業委員会」を削除する。

改正前

ア 市民部の所管に属する事項
イ 健やか部の所管に属する事項
ウ 福祉部の所管に属する事項
エ 環境部の所管に属する事項
オ 都市計画部の所管に属する事項
カ 都市整備部の所管に属する事項
キ 農業委員会の所管に属する事項
ク 消防本部の所管に属する事項
ケ 水道局の所管に属する事項

改正後

ア 市民部の所管に属する事項
イ 健やか部の所管に属する事項
ウ 福祉部の所管に属する事項
エ 環境部の所管に属する事項
オ 都市まちづくり部の所管に属する事項
カ 消防本部の所管に属する事項
キ 水道局の所管に属する事項

3. 施行期日

令和6年4月1日

4. 参考

交野市事務分掌条例の一部改正（[議案書](#)・[参考資料](#)）